

伊東市中小企業等奨学金返還支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、本市における中小企業者等の採用力強化を図るため、従業員の奨学金返還を支援する中小企業者等に対し、予算の範囲内において、静岡県と連携して伊東市中小企業等奨学金返還支援事業補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付に関しては、静岡県中小企業等奨学金返還支援事業費補助金交付要綱（令和7年9月3日付け就産第226号静岡県知事通知）及び伊東市補助金等交付規則（昭和39年伊東市規則第11号）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 中小企業等奨学金返還支援事業 県、市及び中小企業者等（支援事業者に該当する者に限る。）の三者が連携して、奨学金を返還中又は将来において返還することが確定している従業員（支援対象者に該当する者に限る。）の奨学金返還を支援する事業をいう。

(2) 中小企業者等 中小企業等経営強化法（平成11年法律第18号）第2条第2項に規定する中小企業者等をいう。

(3) 奨学金 次のいずれかに該当するものをいう。

ア 独立行政法人日本学生支援機構が貸与する奨学金

イ 地方公共団体、大学、民間企業その他の奨学金貸与機関が貸与する奨学金。ただし、静岡県医学修学研修資金、静岡県看護職員修学資金貸付金、静岡県保育士修学資金貸付金、静岡県介護福祉士修学資金貸付金その他の学資金で、特定の職種へ就職した場合又は特定の地域に居住した場合その他一定の要件に該当した場合に返還の全部又は一部が免除されることとなるものを除く。

(4) 支援事業者 従業員の奨学金返還を支援するため、従業員に対して手当等として金銭を支給し、又は従業員に代わって奨学金貸与機関に対して奨学金の返還を行う中小企業者等をいい、次に掲げる要件のいずれにも該当する者をいう。

ア 静岡県内に本店又は主たる事務所を有する者

イ 市内に事業所を有する者

ウ 補助金を申請する日の3年前から当該申請日の前日までの間に、労働関係法令に

違反していない者

エ 市税を滞納していない者

オ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する風俗営業（麻雀屋、パチンコ屋、ゲームセンター及び料理旅館等飲食を伴うもので明らかに食事の提供が主目的なものは除く。）又は性風俗特殊営業を営む者でないこと。

カ 伊東市暴力団排除条例（平成24年伊東市条例第19号）第2条第3号に規定する暴力団員等又は暴力団員等と密接な関係を有する者でないこと。

(5) 支援対象者 支援事業者に採用され、市内の事業所に勤務している雇用期間の定めのない従業員（試用期間を含む。）であって、次に掲げる要件のいずれにも該当する者をいう。

ア 支援事業者に雇用された日（以下「雇用日という。」）において、奨学金を返還中であること、又は将来において返還することが確定していること。

イ 雇用日以後に市内に住民登録があること。

ウ 支援事業者が従業員の奨学金返還を支援する制度を設けた日又はこの要綱の施行日のいずれか遅い日以降に採用された者であること。

エ 支援事業者から奨学金返還の支援を受ける日の属する年度の3月31日において、35歳以下であること。

オ 雇用日の属する年度の初日から5年を経過した者でないこと。

カ 事業主と同居している3親等以内の親族でないこと。ただし、勤務実態及び勤務条件が当該者以外の従業員と同様であると認められる場合は、この限りでない。

キ 役員その他の事業主と利益を同一にする地位の者でないこと。

ク その他支援対象者とすることが適当でないと市長が認めた者でないこと。

（補助の対象及び補助率（額））

第3条 補助の対象は、支援事業者が行う1月から12月までの期間における中小企業等奨学金返還支援事業に要する経費とする。

2 補助率（額）は、支援対象者1人当たり、支援事業者が前項に掲げる事業に要する経費の3分の2以内の額（千円未満切捨て）とする。ただし、支援対象者が当該年において奨学金の返還に要し、又は返還することとされている額の合計額の3分の1以内とし、8万円を限度とする。

(交付の申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする支援事業者は、伊東市中小企業等奨学金返還支援事業補助金交付申請書（第1号様式）に、次に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。

- (1) 事業計画書（第2号様式）
- (2) 申立書（第2号の2様式）
- (3) 同意書（第2号の3様式）
- (4) 奨学金返済支援手当等の支給根拠となっている内部規程等の写し
- (5) 雇用契約書等雇用関係及び雇用形態が確認できる書類の写し
- (6) 支援対象者の奨学金返還額が分かる書類の写し
- (7) その他市長が必要と認める書類

2 前項の書類は、支援事業者が、支援対象者に支援をしようとする日の2週間前又は交付の決定をする日の属する年度の12月10日のいずれか早い日までに提出しなければならない。

3 前項の規定により、交付の決定をする日の属する年度の4月30日までに交付申請書が提出された申請については、当該年の1月1日に遡って補助の対象とすることができる。

(審査)

第5条 市長は、前条の規定による交付の申請があったときは、当該申請に係る補助金の交付が適当であるか否かを審査し、交付の決定をしなければならない。

(交付の決定)

第6条 市長は、前条の規定による審査の結果、補助金の交付を決定したときは、支援事業者へ伊東市中小企業等奨学金返還支援事業補助金交付決定通知書（第3号様式）により通知しなければならない。

(交付の条件)

第7条 市長は、補助金の交付を決定する際に、次の条件を付するものとする。

- (1) 次に掲げる事項のいずれかに該当する場合には、あらかじめ市長の承認を受けなければならないこと。

ア 補助事業の内容の変更（事業費の20パーセント以下の変更を除く。）をしようとする場合

イ 補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合

(2) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに市長に報告してその指示を受けなければならないこと。

(3) 補助金の収支に関する帳簿を備え、領収書等関係書類を整理し、並びにこれらの帳簿及び書類を補助金の交付を受けた年度終了後5年間保管しなければならないこと。

(変更の承認申請)

第8条 支援事業者は、前条第1号の規定による市長の承認を受けようとするときは、伊東市中小企業等奨学金返還支援事業補助金変更承認申請書（第4号様式）に、次に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。

(1) 変更事業計画書（第2号様式）

(2) その他市長が必要と認める書類

(実績報告)

第9条 支援事業者は、中小企業等奨学金返還支援事業が完了したときは、事業完了の日から起算して30日を経過した日（第4条第3項により、当該年の1月1日に遡って補助の対象とされた場合において、補助金の交付決定のあった日より前に事業が完了したときは、補助金の交付決定のあった日から起算して30日を経過した日。第7条第1号イにより補助事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認の通知が到達した日から起算して30日を経過した日）又は補助金の交付決定のあった日の属する年度の1月31日のいずれか早い日までに、伊東市中小企業等奨学金返還支援事業補助金実績報告書（第5号様式）に、次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 事業実績書（第6号様式）

(2) その他市長が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

第10条 市長は、前条の規定による報告書の提出を受けたときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、伊東市中小企業等奨学金返還支援事業補助金交付確定通知書（第7号様式）により支援事業者に通知しなければならない。

(請求の手続)

第11条 支援事業者は、市長が補助金の額を確定した後、補助金の支払いを受けようとするときは、請求書（第8号様式）により、補助金の支払い請求を行うものとする。

(委任)

第 12 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

(読み替え)

2 令和 8 年度分の補助金については、第 3 条第 1 項中「1 月から 12 月まで」とあるのは「令和 8 年 4 月から令和 8 年 12 月まで」、第 4 条第 3 項中「1 月 1 日」とあるのは「4 月 1 日」と読み替えるものとする。